

5 障害者雇用対策の見直しの検討状況等

障害者雇用対策の見直し検討について

〔 精神障害者の雇用支援 〕

平成14年法改正時の附帯決議

・精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用については、雇用支援策の展開を図り、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等を早期に解決し実施するよう努めること。



平成14年7月～
精神障害者の雇用の促進等に関する研究会



平成16年5月
報告書取りまとめ



〔 在宅就業支援 〕

障害者基本計画(平成14年)

「通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用を推進する。」



平成14年8月～
障害者の在宅就業に関する研究会



平成16年4月
報告書取りまとめ



〔 福祉的就労から雇用への移行 〕

平成16年2月～
障害者の就労支援に関する省内検討会議



平成16年7月
「障害者の就労支援に関する今後の方向性」



平成16年6月 ～ 障害者雇用問題研究会

8月6日 報告書取りまとめ

労働政策審議会障害者雇用分科会における検討項目

【精神障害者に対する雇用対策の強化】

- 1 精神障害者の雇用率の適用について
 - ・ 雇用率の適用の仕組みについて
 - ・ 対象者の把握・確認方法について
- 2 精神障害者の雇用支援策の充実について
 - ・ 復職支援策
 - ・ 新規雇用促進支援策
 - ・ 雇用継続支援策

【多様な形態による障害者の就業機会の拡大】

- 1 在宅就業に対する支援策について
 - ・ 障害者の在宅就業への発注に対する奨励策について
 - ・ 在宅就業支援団体の育成について
- 2 在宅勤務に対する支援策について
- 3 短時間労働者の取扱いについて

【雇用と福祉の連携による障害者対策の推進】

- 地域における福祉的就労から雇用への移行の促進について

【その他】

- 特例子会社に係る調整金の支給方法について

地域における福祉的就労から雇用への移行の促進について

1. 障害者雇用問題研究会報告書における指摘事項

授産施設や作業所の利用者が企業における雇用へ移行していくことを効果的に支援していくためには、各地域における雇用と福祉、医療、教育などの分野の関係機関が相互に連携してネットワークを構築し、きめ細かな支援を行っていくことが求められる。

その際、本人を取り巻く関係各機関が本人を交えて就労可能性についての適切な評価を行った上で、準備段階から実習、就職後の職場定着まで、本人や企業に対する各種サービスを効果的かつ計画的に組み合わせるケアマネジメントの手法を用いて雇用へのステップアップ、就業・生活両面における連携・支援を行っていくことが重要である。即ち、ハローワークが中心となって、本人、本人が在籍する福祉施設、地域障害者職業センター、就労支援専門機関、職業能力開発施設、都道府県福祉事務所、身体及び知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、盲・ろう・養護学校等の関係者からなる就労支援のためのチームを各地域に設置し、障害者一人一人を潜在的な可能性も含めて適正に評価し、これを最大限引き出す方向で、障害者の主体的な職業生活の設計、選択を支援する個別的なプログラムを作成し、サービス調整の視点も含め様々なメニューを効果的に組み合わせ、一般雇用に向けた総合的な支援を行うことが考えられる。このような支援を行うに当たっては、福祉施設での訓練(作業)と職場実習を組み合わせ、地域における多様な委託先を活用した委託訓練等をはじめとした種々の支援策を効果的に組み合わせ、このプログラムに基づき障害者が就職した場合、障害者が在籍していた福祉施設も参加することにより、十分な定着指導を行っていくことも重要であり、離職した場合にも再挑戦が可能となるような支援も考えられる。

さらに、雇用への移行支援に当たっては、福祉現場への障害者の職業的自立についての理解の浸透や雇用への移行に対する不安感の除去とともに、障害者の雇用管理に豊富な経験を有し、福祉現場に対して雇用への移行のための助言を行うことのできるような人材を発掘・育成し、人材を活用していくことが重要である。具体的には、福祉施設の就労支援関係者に対してハローワーク等が研修を実施し、雇用への移行に向けた意識の醸成を図るとともに、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などにおいて、障害者の雇用管理に豊富な経験を有する者が、雇用現場の説明を行い理解の浸透を図ることが効果的であると考えられる。

【障害者雇用問題研究会(抄)】

2. 雇用と福祉等の連携による障害者の雇用促進施策の現状

○ 障害者就業・生活支援センターにおける相談援助業務

社会福祉法人、NPO法人、民法法人等を障害者就業・生活支援センターとして指定。障害者の職業生活における自立を図るため、障害者の身近な地域において雇用・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークを形成し、就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整等）を行う。

○ 協力機関型ジョブコーチによる障害者の職場定着の促進

職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の実施に当たり、社会福祉法人、NPO法人、民法法人、小規模作業所等の協力機関と連携し、地域に密着した障害者の職場適応のための支援を行う。

○ 精神障害者ジョブガイダンス事業

医療機関、精神障害者社会復帰施設等を利用する精神障害者を対象に、公共職業安定所から医療機関や施設に赴いて就職活動に関する知識や方法を実践的に示すことにより、就職に関する意識や技術を高め、就職に向けた取組みを的確に行えるよう援助する。

○ 社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練

障害者の一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進に資する訓練コースを設定。障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した多様な委託訓練を大幅に拡大して機動的に実施し、就職の促進を図っている。

○ 盲・ろう・養護学校との連携

ハローワークにおいて、盲・ろう・養護学校が行う職業適性検査及び職業指導への援助・協力、職場実習先の開拓に当たっての学校への情報提供・あっせん、養護学校との連携による卒業後の職場定着指導等を実施しているほか、地域障害者職業センターにおいて学校からの依頼を受け、在学者の職業評価を行っている。

3. 福祉との連携による障害者の雇用促進施策の新たな取組み

○ 地域障害者就労支援事業の創設（平成17年度予算要求中）

1 趣旨

現在、授産施設や小規模作業所等の福祉施設において就労している障害者は約16万人である。このうち半数を超える障害者が一般就労への移行を希望していると言われているが、施設における取組等にもかかわらず、一般就労への移行を果たせた者の割合は約1%となっている。

このため、一般就労の意欲と能力を有する福祉施設で就労している障害者の雇用促進を図るため、ハローワークが中心となり地域の関係機関が緊密に連携・協力し、福祉的就労から一般就労への移行を強力に支援する体制を構築する。

2 事業の概要

(1) 地域障害者就労支援チーム（仮称）の設置

福祉施設入所者のうち一般就労への移行に向けた意欲を有する障害者を対象に、ハローワークが中心となり、障害者が在籍する福祉施設、地域障害者職業センター、都道府県福祉事務所等の関係者からなるチームを各地域に設置し、各障害者の意欲・能力を適正に評価し、障害者の職業生活の設計・選択を支援する障害者個々人に応じた「障害者就労支援計画」（仮称）を作成し、一般雇用へ向けた進路等について指導を行う。具体的な支援策の実施については、ハローワークが福祉施設等と連携して実施する。

(2) 福祉施設での作業と企業実習を組み合わせた就労支援の実施

障害者就労支援計画に基づく支援については、ハローワーク等において実施してきた現状の各種施策に加え、ハローワーク、福祉施設、その他の地域の機関が連携することにより可能となる支援方策も積極的に活用する。新たな対応として、企業での就業経験がない等により、すぐに一般雇用へ移行することが困難である障害者を対象に、一般雇用への適応を図るとともに、次の支援ステップへの移行を目的とし、福祉施設での訓練・作業と企業での実習を組み合わせた支援を行う。

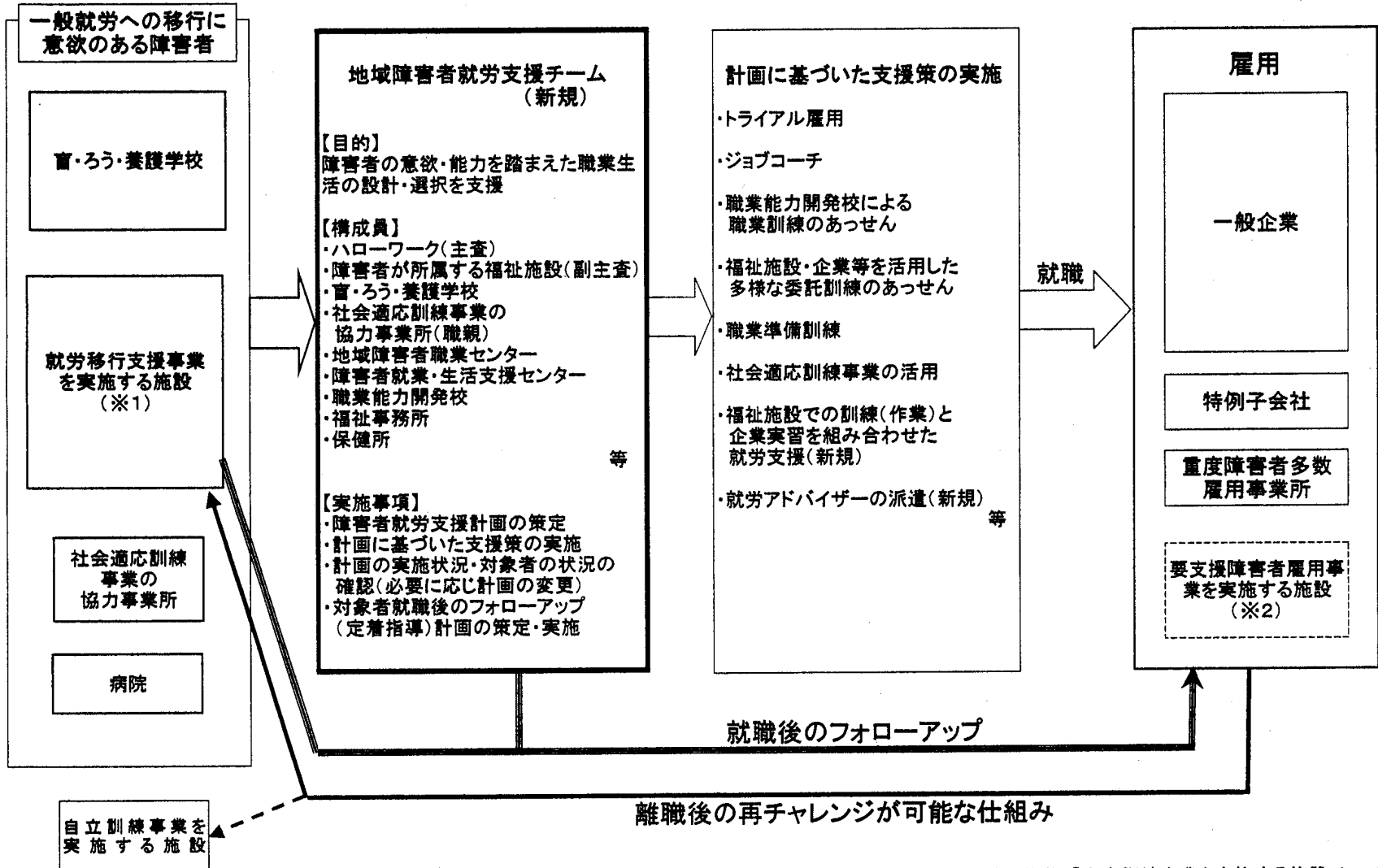
(3) 福祉施設に対する研修の実施

福祉施設の責任者等に対し、障害者雇用の現状、一般就労に向けて準備が必要となる事項、一般雇用に移行する際の課題のとらえ方、課題に対応した訓練の実施等に関する研修をハローワークにおいて実施し、福祉施設の一般雇用に向けた意識を高めるとともに、福祉施設において移行希望者に対し一定の準備が行えるようにする。

(4) 企業と福祉施設の連携による福祉施設入所者の意識啓発の促進

ハローワークは、入所者の就労支援を行っている福祉施設の求めに応じ、特例子会社、障害者多数雇用事業所の職員等、障害者の雇用管理について豊富な経験を有し、福祉施設に対し就労について適切なアドバイスを行える者（就労アドバイザー）を、企業の協力を得て当該福祉施設に派遣する。就労アドバイザーは、就労支援に関する各種アドバイスを行い、福祉施設や障害者の就労意欲及び就労能力を高め、一般就労へのきっかけ作り・意識啓発を促進する。

地 域 障 害 者 就 労 支 援 事 業



注: この資料中の「就労移行支援事業を実施する施設」「要支援障害者雇用事業を実施する施設」「自立訓練事業を実施する施設」については、「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」による見直し後のものである。
 ※1 企業等で就労すること又は自ら就労を行うことを希望する障害者に対し、有期限のプログラムに基づき、職場実習等の訓練を通じて一般企業等への就労が可能となるよう、必要な知識、能力を育むための訓練を行う事業。
 ※2 一般企業での就労が困難な障害者を雇用し、その者の職業遂行を支援し、もって障害者の職業能力の向上を図る事業。

地域障害者就労支援チームによる福祉的就労から一般雇用への支援の流れ

